

第12日目（12月25日）

○議 長（小澤 実君） おはようございます。散会前に引き続き本会議を再開いたします。

○議 長 ただいまの出席議員数は22名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、病院事業管理者から公務のため欠席の届けが出ておりますので、報告いたします。傍聴の皆様、早朝よりご苦労さまです。

○議 長 本日の日程はお手元に配付のとおりといたします。

〔午前9時30分〕

○議 長 日程第1、請願第2号 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める請願を議題といたします。社会厚生委員長・中沢一博君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 おはようございます。それでは、社会厚生委員会に付託されました請願について、審査報告をさせていただきます。期日は12月18日、委員出席状況は7名全員であります。議長からも出席いただきました。

請願第2号 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める請願についてをご報告申し上げます。最初に紹介議員より趣旨説明を行った後に、質疑に入りました。なぜ老齡基礎年金だけを改善すればよいのか。また、財源の確保等で4名の方から質疑がありました。その後、討論に入りました。討論では、賛成討論、反対討論、各委員5名の方から、年金の持続化について、また、若者・現役世代の負担等についての活発な討論がされました。詳細につきましては、これから本会議場でも反対、賛成討論が計画されているようでございますので、省略させていただきます。と思っております。

採決に移り、請願第2号 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める請願は、賛成少数で不採択とすべきものと決した次第であります。

以上であります。

○議 長 委員長の審査報告に対する質疑を行います。

20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 今ほど委員長の説明があったと思うのですがけれども、財源について、発議者というか、これを出した方は、どういうふうなお話をしていただければ教えていただきたいのと、やはり若者と出てくるのですがけれども、普通に考えるとやはり若者の負担、税金増になって、そういうことを上げていくのかと思うのですがけれども、そういうことを話してあったことがあれば教えていただきたいと思っております。

○議 長 社会厚生委員長。

○中沢社会厚生委員長 財源につきましては、紹介議員のほうから、積立金が今現在164兆円あると。その部分を2040年がピークと考えた中で、その積立金で十分耐えられるのではないかと、そういう趣旨の報告があった次第であります。そして、若者の財源につきまして

は、今の部分を知った中で、そのような趣旨の状況であって、あとは特にそういう部分はなく、そして年金自体の、国自体の給付というか財源を求めるといふ、そういう考え方でやっております。

若者に関しての財源の云々というのは、紹介議員のほうからは特になかったとは思いますが。質問者のほうからは、そういう部分はかなり出ていたと記憶しておりますけれども、そのような状況かと思えます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願に対する討論を行います。まず、原案に賛成者の発言を許します。

13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 おはようございます。私は、請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願について、賛成の立場で討論に参加させていただきます。

老後の年金生活2,000万円不足問題、また、基礎年金が30年で3割削減などの報道は、高齢者には生活不安、若い世代には将来不安を持たせています。国民年金の月6万円では暮らせません。わずかな預貯金を切り崩しながら、家族の協力を得ながら、また、多くの高齢者は働ける限り働いて暮らしています。まさに自助・共助であります。

消費税が10%に上がり、物価も上がり、年金会計は追いついていません。また、医療、介護保険料の負担増、さらに新型コロナウイルス感染症での経済不況は、年金受給者の生活に深刻な影響を及ぼしています。減り続ける年金制度の抜本的な改善が求められるのは当然であります。

委員会の審査の反対討論の中で、国の財政が大変な時代、制度を継続していくには、高齢者は我慢すべきだ、若い世代にこれ以上の負担は無理、制度を変えればさらに負担が増える、高齢者には耐えて頑張ってもらいたいなど、国民同士の争いに転化されています。矛先が違っています。

まずは積み立てられた164兆円を有効に活用し、改善を図るべきです。さらに、国家予算では国民の命と暮らし最優先の財政運営をしていただきたいと思います。市民からの切実な請願であります。我が議会として、国にこの声をぜひとも届けていただきたいと思います。多くの賛同をお願いいたします。

以上、賛成討論に代えます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

18番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 おはようございます。それでは南魚みらいクラブを代表しまして、請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願に対しまして、反対の立場で討論に参加いたします。今、前者もいろいろ話をしましたけれども、まず、私は継続が一番大事だと思

っております。164兆円の話もありましたけれども、今、継続が大事なわけで、ここはひとつ皆さんで耐えるという言い方はちょっと失礼かもしれませんが、若者も含めて、今は我慢をするときではなかろうかと思われまます。

併せて、今は国のほうの歳出も膨らんでおりまして、これ以上歳出が増えますと、また消費税のアップというようなことにつながりかねません。そうなれば同じことですので、今は皆さんで支え合って、何とかこの危機を乗り越えて、コロナ禍でもありますので、乗り切っていかなければならない。

特に若者の負担がこれ以上増すと、当然、若者も今もなかなか大変なわけですので、これ以上負担の増は大変だというようなことも併せまして、私は反対をさせていただきます。皆様方の賛同をお願いいたします。

以上です。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 請願第2号 老齢基礎年金等の抜本的な改善を求める請願に対して、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。委員長報告にもありましたけれども、討論もかなり活発であったということでありましたが、先ほどの反対者の中で、今はじっと耐えるときだと。若者の負担が増える、これは何としても避けたい。私もそう思っております。全くそのとおりであります。

しかしながら、南魚沼市の高齢化率は34%を超える。65歳以上人口が1万8,000人を超えている。年金生活者が1万8,000人という南魚沼市の現状を見れば、年金だけで暮らすということが大変難しい時代になっている。そのとおりです。何とかしなければならぬ。そういう思いもあったでしょう。

若者の負担を増やさないようにすると、これこそがまさにこの請願の抜本的な改革を求めるといふ趣旨ではないでしょうか。今現在、年金だけで暮らしている方は、生活が大変だ、年金額を上げてほしい、それだけの請願ではないと我々市民クラブは判断したわけであります。

財源をどうするのかという話もありました。これは若者の保険料負担の中から積立てをして、そこから年金を出しているというシステムが、若者世代の負担が高齢者の支出に回っているという、そういう仕組みであったということが、ずっと前から言われてきているわけでありまます。それでは回らなくなるだろうというのは、これは国会でも議論があつて当然の話です。ここの部分を全く解消してこなかった。これは国の責任だと私は考えております。

若い者もいつか年を取り、年金生活者となる。今の南魚沼市の若い者たちが、きちんとした年金がもらえて、老後も安心していける、そういうシステムに変えるためには、みんなで耐える、みんなで頑張る、そういう時期なのであります。そのためにも、今の年金システムを、国レベルで変えなければならぬと、そういうことであります。今、年金を受けている、少額の年金で暮らしているその方たちの生活は大変だと。ただ単にそういう請願ではないの

だというところを、同僚議員にもよく理解をしていただきたい。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・大平剛君。

○大平 剛君 皆様お疲れさまでございます。未来創政会を代表しまして、反対の立場で老齢基礎年金等の抜本的な改善を求めるという請願に対して意見を述べさせていただきます。まず、賛成者の方々、特に先ほどの賛成者の方がおっしゃったのは、これは今の老齢基礎年金の改善だけを求めるものではないという話がありました。当然、私も年金制度の改革が今後必要になってくるということは認めるところであります。

ただし、今回の請願書本文とこちらの意見書案を見ると、「高齢者も若者も」という後に、「老齢基礎年金等の支給額を改善すること」ということになっております。そうなれば先ほどの討論とは少し趣旨が違うのではないのでしょうか。やはりこれらの基礎年金額を上げろということだと私は思います。それだけをやれば必ず結果的には現役世代の負担につながると思っております。それではやはりまずいと思います。

今、私は 30 代ですけれども、我々の世代は年金がもらえないのではないかとというぐらい深刻に考えているのです。本当です。どんどん年金の支給年齢が上がっていく中で、我々はおそらく 100 歳になって、長寿のお祝い金としてもらえる程度でしかないかと思うくらい心配しているのです。でも、それでも払っています。それは今まで頑張ってくれた自分たちの親世代、もしくは祖父世代に少しでも還元したいと思っているからです。

先ほど共助の話もありました。まさしく今はそれをすべきなのです。我々現役世代も頑張ります。だけれども、やはり高齢者の方にも頑張ってもらって、時には働ける方は働いてもらって、そうやってお互いに頑張って、生活をやっていく時期なのではないでしょうか。

必ずしも私の言っていることが正しいかどうかは分かりません。ただし、やはり私は現役世代としては、特に若い者としては、正直、私の同世代の人間はこれ以上の負担には耐えられないと思います。こういうことがないように改革しなければならないという、そういうことは私も思っておりますけれども、だからといってこの請願の中身ではちょっと私は賛成することはできません。あえて反対討論に立たせていただきました。

私もつらい思いがありますけれども、私の親も当然、年金世代になっています。けれども、そのための請願ということならば、私は反対せざるを得ません。どうか議員諸氏の皆様方にもこの気持ちをお酌み取りいただきまして、私の反対討論を終えたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

22 番・阿部久夫君。

○阿部久夫君 おはようございます。歩む会を代表して請願第 2 号 老齢基礎年金等の抜

本的な改善を求める請願に反対の立場から討論させていただきます。私も70歳を過ぎて年金生活に入っています。そうした中で年金が本当に下がるということは、年金を頂いている方は本当に大変な思いだと十分認識しております。

今回の請願の趣旨、記載によりますと、「高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、老齢基礎年金等の支給額を改善する」と、そういう1つの内容であります。先ほどから賛成討論、反対討論の中でも、若い人たちの話が出ています。ここが一番私は肝心だと思っています。我々の時代は、当然、若いときは高齢者の皆さん方を支えるのに騎馬戦型、要は3人、4人で1人の高齢者を支えてまいりました。それが今では、本当にそれこそ1人が1人、肩車式と言われますけれども、場合によれば1人が2人を支えなければならないような、今は時代を迎えております。

そうした中で本当にこの年金制度は、確かに抜本的から改善していかなければ、私は成り立たないと思っております。そうした中、若者のことを考えたときには、やはり高齢者の皆さん方もしっかりとした考え方を持つ。とにかく若い人がこの地域で安心して生活できる、そのようなことを真剣に考えていくべきだと私は思っております。

そして、今コロナ禍の時代を迎えて、飲食業、ましてやホテル業、そして零細企業、本当に深刻な問題です。そうした中で働いている非正規雇用、そうした方も、失業、または時間短縮ということで本当に収入が少ない中で、年金を納めていけるのかというような気持ちでいっぱいあります。そうしたこともよく考えたとき、我々も現役世代と一緒にあって、高齢者の皆さん方も痛みを感じていくのだと、そういうことは今一番求められているものだと思います。

そしてもう1点であります、シルバー人材センターの問題です。シルバー人材センターに補助金を出すのはおかしいのではないかと、私は以前は申し上げてきました。それは今になれば大きな間違いだと私は思っています。シルバーの皆さん方に元気で働いていただく、そのことが我々の生活にとってもありがたいことだと思っております。

私も農業をやっていますけれども、ほとんどシルバーの皆さん方から助けていただかなければ農業を継続することができません。働きに来ていただいている方も年金だけではとても大変だと。少しでも仕事があればありがたいのだと、そういう意気込みでみんな真剣に働いていただいております。

そういったことを考えますと、高齢者の皆さん方も元気で、そして頑張ってください。そのことをやはり我々も真剣に考えていかなければならないと思っております。私も71歳を過ぎます。やはり1日でも1年でも元気で、そして若い人たちに迷惑かけないように頑張っていきたいとつくづく感じておりますので、若い現役世代の皆さん方は、ぜひ、また頑張ってくださいたいと、そのように思って請願第2号について反対の立場から討論させていただきました。ぜひ、私の気持ちをお酌みいただいて、全員賛成できるようによろしくお願いいたします……（何事か叫ぶ者あり）私の気持ちを含めて、私の言ったことに賛成していただければということでもあります。私の気持ちにご理解を。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第2号 老齡基礎年金等の抜本的な改善を求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議 長 起立少数。よって、請願第2号は不採択とすることに決定しました。

○議 長 日程第2、第115号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは、第115号議案 南魚沼市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。これは、平成30年度及び令和2年度の税制改正、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に伴う地方税法等の一部改正、土地基本法等の一部改正のうち、令和3年1月1日から施行される市税の改正部分について、条例の関係部分を改正するものです。

主な改正内容は、未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦（寡夫）控除の見直し、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除の新設、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した方への寄附金控除の適用に係る特例の新設、新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅借入金等特別税額控除の特例の新設になります。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。5ページをご覧ください。第13条第1項は、個人市民税の非課税範囲について、男性の寡夫がひとり親に含まれたことにより削り、新設されたひとり親を対象に追加し、また、所得要件を合計所得金額125万円から135万円に引き上げるものです。第13条第2項は、均等割の非課税限度額を10万円引き上げるもの。第22条の2は、所得控除について、男性に限定した寡夫控除を削除して——「かふ」の字が2つありますけれども、男性に限定した寡夫控除を削除して、男女どちらも等しく適用になるひとり親控除を追加する改正と、また、高額所得者に対しては基礎控除の対象から除外することとして、基礎控除については、前年の合計所得金額が2,500万円以下とする所得要件を創設する改正及び地方税法の項ずれの修正です。

今回の法改正では、全てのひとり親家庭に対して婚姻歴の有無や男女のひとり親の間の不公平を是正し、公平な税制を実現する、という観点から見直しがなされ、ひとり親については未婚既婚を問わず、同一のひとり親控除が適用されることとなります。この改正により、

婚姻歴の有無による不公平、男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平を解消し、未婚のひとり親に対して、同じひとり親控除として30万円の控除額が適用になり、併せて所得制限も加えられることとなります。

6ページ、第22条の6、本文は、調整控除について、前年の合計所得金額が2,500万円以下とする所得要件を創設する改正で、各号中の改正は文言整理になります。

7ページの第25条の2は、地方税法の改正による項ずれの修正です。

7ページの下から8ページにかけて、附則第2条は、延滞金の割合の特例を定める条項ですが、租税特別措置法の改正に合わせてそれぞれの用語が改められ、特例基準割合の名称を延滞金特例基準割合に改正し、計算の前提となる告示された割合を新たに平均貸付割合とする改正と規定の整理です。

8ページ、附則第3条は、前条の改正に伴う用語の整理です。

9ページ、附則第4条第1項は、所得非課税限度額を10万円引き上げるもの。その下のほうから次の10ページにかけて、附則第9条、附則第9条の2第17項は、地方税法の改正に伴う項ずれの修正です。

附則第16条第1項と、次のページまでかかる附則第16条の2第3項は、土地基本法等の一部を改正する法律の施行により、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除制度が創設されたことにより、該当する規定を追加するものです。

11ページ、附則第23条は、新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントを中止等した事業者に対して、そのイベントの入場料金やチケット代の払戻請求権を放棄した場合、その代金分について寄附金控除が適用される規定が整備されたことにより、個人住民税における税額控除を創設するものです。

附則第24条は、新型コロナウイルス感染症の影響により、やむを得ず住宅ローン減税の入居期限の要件を満たせない場合でも、代わりに要件を満たすことで期限内に入居したのと同様の減税措置を適用し、その場合の適用期限を1年延長するという内容になります。

2ページに戻っていただきまして、改正条例の附則になります。第1条は、施行期日で、法の施行に合わせ、令和3年1月1日から施行することとし、第2条は、市民税に関する経過措置の規定で、個人の市民税に関する部分は、令和3年度分から適用とすること。3ページの第3条は、延滞金に関する経過措置の規定で、令和3年1月1日以後の期間に対応する延滞金について適用すること、とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大体分かりましたけれども、ちょっと用語で紛らわしいというところがありますので、お聞きしたいのですけれども。ひとり親ということで、寡婦、寡夫と両方区別なくということでこの部分は分かるのですけれども、併せて、言葉が適切ではないかもしれませんけれども、未婚の母、そういう方もこの中に含まれるということで、むしろ分かり

やすいというか、受け入れやすい形になったのですけれども、その前に寡婦が残っています。その寡婦、またはひとり親ということ。前の寡婦の中には、これは婦人の婦ですから、女性だけだと思うのですけれども、寡夫は多分、含まれないのかなと思うのです。そのひとり親のほうのところは分かるのですけれども、前の寡婦、この内容ですか、そこのところを教えてくださいたい点が1点。

そしてここで問題になるのは、さっき言いました未婚の母というところと、事実婚ということもあると思うのですけれども、そこら辺の分け方といいますかが私はごちゃごちゃになっているのですけれども、そこら辺の説明を少し加えていただきたい。

○議 長 税務課長。

○税務課長 ただいまの質問ですけれども、ひとり親については、子供を扶養しているひとり親、寡婦も寡夫も一緒なのですけれども、そういう内容になっています。それで、改正前の寡婦については、女性のほうが男性よりも優遇措置がありまして、女性のほうは子供以外の扶養の親族があった場合にも適用になりますし、扶養親族がなくても個々で寡婦だと死亡、離婚等についても控除の対象になっていました。

それで次に事実婚等についての内容についてですけれども、事実婚については今回のひとり親控除には適用になりません。

説明は以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大体分かりました。ただ、残っている寡婦のほうにつきましては、今説明がありましたように、今までの寡婦と寡夫の中で、寡婦で認められていた子以外の扶養の人も寡婦——婦人の婦ですね、それが認められたところを抜き出して、寡婦という形にしたということの説明だと思うのです。そうしますと、子以外の扶養する、例えば死別とか離婚とか、そういうのは男も女も一緒なのですけれども、では、この寡婦の中には寡夫は含まれない、寡婦、婦人だけだという解釈でいいですね。

○議 長 税務課長。

○税務課長 今の議員のおっしゃるとおりです。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 10ページ、附則第16条です。低未利用土地を譲渡した、売った場合の優遇策というところで、法第35条の3第1項が追加ということですから、今までも優遇はあったということに対して、またさらに優遇ということであると、具体的にどういう優遇が今度できたのか。要するに低未利用土地を譲渡していただいて、使っていただきたいという部分での税制改正かなと思うのですけれども、ただ、その所有者に対する優遇ということであるのか、あるいは低未利用土地を活発に利用していただきたいという方向であるのか、ちょっと分からない。優遇ということが今回の改正でどんなふうになったのか、そこを説明願いたい。

○議 長 税務課長。

○**税務課長** 今回の低未利用土地を譲渡した場合の優遇措置については、100万円を上限として100万円の特別控除を受けることができるという内容になっています。

以上です。

○**議 長** 15番・寺口友彦君。

○**寺口友彦君** 100万円を上限とした特別控除が受けられるということでありますけれども、これによって市のほうとすると、低未利用土地が今度は利用されていく。譲渡、売買が盛んに行われて活用されていくとお考えなのか、ちょっとそこだけ聞きたいです。

○**議 長** 税務課長。

○**税務課長** この目的としてはそういう目的になっていますが、現時点でこれについての申請自体は、件数的には少ないというのが今の状況です。目的的にはそのとおりです。

○**議 長** 15番・寺口友彦君。

○**寺口友彦君** 市内に低未利用土地とって、現場で把握している部分も相当の件数、物件があるかと思っていますけれども、そこら辺もこれを所有されている方、滞納はないと思うのですけれども、これを所有されている方に対して、こういうものがありますということで、周知をしていって、低未利用土地を活発に譲渡して利用していただきたいという方向まで考えているのか。

○**議 長** 税務課長。

○**税務課長** これについては住民にも周知していますし、不動産屋にも周知をしている中で、ずっと低未利用の土地について今後譲渡した中で、新しい所有者に土地を利用してもらうという目的で行っているもので、今後これが譲渡されて、その土地が循環に回るということを願っているというところです。

○**議 長** 1番・大平剛君。

○**大平 剛君** 1点だけ確認事項がありますので教えていただきたいのですけれども、ひとり親控除のところの、ひとり親ということは当然、子供がいるということなのですが、この子供は実子、養子の区分は当然ないものだと考えてよろしいのか。そこだけ1点確認させてもらいます。

○**議 長** 税務課長。

○**税務課長** それについては区分はなく、今回の改正については所得要件が設定されていますので、そういうところでは控除になる、ならないがありますけれども、今の言った内容についてはありません。

○**議 長** 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○**議 長** 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 115 号議案 南魚沼市税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 115 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 3、第 116 号議案 地方税における延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 では、第 116 号議案 地方税における延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例についての提案理由を説明いたします。本議案は、令和 2 年度の税制改正において租税特別措置法及び地方税法が改正されたことによりまして、これらと整合性を保つため、市の条例において改正が必要となったものであります。

内容としましては、先ほどの市税条例の中でも出てきましたけれども、延滞金の算定に用います特例基準割合の、割合自体の引下げも法改正で行われておりますけれども、特例基準割合という文言が、延滞金特例基準割合、あるいは利子税特例基準割合とそれぞれの名称に改正されたこと。また、計算の前提となります割合、これが新たに平均貸付割合という名前に規定されたところでありまして。これらの法改正に関係します市の条例、4 本の条例を一括で整備をするというものであります。

3 ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。第 1 条関係であります。これが入湯税条例の改正であります。第 8 条中でありまして、そこに出てきます特例基準割合、括弧も含めてでありますけれども、特例基準割合という文言を延滞金特例基準割合という文言に改める。そこに平均貸付割合という文言を追加しております。ご覧になってお分かりのとおり、その所要の文言の修正が今回の大きなメインであります。その下、第 2 条関係が督促手数料及び延滞金徴収条例の改正。

はぐっていただきまして 4 ページから 5 ページにかけましてが、第 3 条関係、介護保険条例の改正であります。第 4 条関係が後期高齢者医療に関する条例の改正。個別の説明は省略をいたしますけれども、それぞれ第 1 条関係の入湯税条例と同様の文言修正であるということでございます。

議案書の 2 ページに戻っていただきまして、附則でございます。改正条例の附則は令和 3 年 1 月 1 日から施行するというもの。その下、第 2 項は経過措置の規定であります。

以上で第 116 号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 2点ちょっと聞いてみたいと思うのですが、附則の部分の改正であります。1つは書いてありますように、特例基準割合を延滞金特例基準割合に変えたというところ。ただ、14.6%が当分の間7.3%というところは変わらないわけですので、この部分だけ変わったのですけれども、この特例基準割合が延滞金特例基準割合に変わったことによって、延滞金の水準といいますか上がるのか、下がるのかというところが、1点お聞きしたいところであります。

それから何本か一緒にしているのですけれども、私はちょっとこれはどうなのかと思ったのですが、国民健康保険税にも当然、延滞金というのがついているのです。国民健康保険特別会計の延滞金の算定といいますか、それはここで議題としているところに該当しないのか。条文にもありませんし、附則にもないのでしないのでしょうか。ここら辺の成り方といいますか、そこがちょっと分からないので、国民健康保険税がどういうことになっているのかということも含めて、2点お願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 では、1点目について私のほうから説明をさせていただきますが、今回、延滞金特例基準割合とか、ここには出てきませんが、先ほど言いました利子税特例基準割合とか、文言が分かれたのです。還付加算金特例基準割合とか。平均貸付割合というのが、財務大臣が毎年11月30日までに告示をする利率です。その税率から派生してくるのがその3つの特例基準割合になるわけですけれども、それを詳細に言い分けたというのが今回の改正です。大臣が告示をする率そのものは、今回の税制改正で利率が下がっております。これは告示ものですので、この改正によって下がったということではないのです。毎年のその税率、平均割合を算定すると今回は下がったということをご理解をいただきたい。

以上です。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 2点目の国民健康保険税条例のほうの関係です。ちょっと今ここに全文を持ってきておらずに、記憶の範囲ですが、国民健康保険税条例のほうの延滞金関係は税条例によるという規定になっていたかと思っておりますので、税条例のほうの適用の直しで、そちらのほうが自動的に適用されるというふうな形だったと記憶しております。すみません。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 前段のところは分かりました。その年々といいますかの率によって上がるのか、下がるのか。令和3年は下がるということなので、そこの部分は分かったのですけれども、後段の部分の国民健康保険税のところ。国民健康保険税条例の中に多分、延滞金というところの項目はないので、部長がおっしゃるとおりだと思う。これは会期中ではない、個人的でいいのですけれども、そうだと思いますということではなくて、後で確認して私に教えていただきたいと思っております。終わります。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 116 号議案 地方税における延滞金の割合の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 116 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 4、第 117 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長 それでは第 117 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。国の働き方改革を後押しする観点から、令和 3 年 1 月 1 日施行の個人所得課税の見直しにより、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額が一律 10 万円引き下げられ、その代わりにどの所得にも適用される基礎控除の控除額が 10 万円引き上げられます。この改正によって、現在の国民健康保険税の軽減措置に予期せぬ影響が及ばないように、軽減判定所得の算定において基準額を引き上げるなど、所要の改正を行うものです。また、租税特別措置法に規定された低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除が創設されたことに伴い、所要の改正を加えるものです。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。3 ページ、第 11 条は、国民健康保険税の 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減について、軽減判定所得の算定方法を変更するものです。3 ページの第 1 号は 7 割軽減、次のページの第 2 号は 5 割軽減、その次の第 3 号は 2 割軽減の規定ですが、それぞれについて世帯主分の基礎控除額 33 万円を 43 万円に引き上げるとともに、世帯員分として被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加えるというものです。

4 ページの下段、附則第 9 項は、第 11 条の軽減判定所得基準の改正に伴う規定の改正と文言の整理です。

5 ページ、附則第 11 項は、土地基本法等の一部を改正する法律の施行により、租税特別措置法に規定された低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の特別控除に係る適用条項を新たに加える改正です。

5 ページの下から 6 ページにかけて、附則第 12 項は、前項の改正に伴う条文の整理です。

2 ページに戻っていただき、本改正条例の附則です。第 1 項は施行期日を令和 3 年 1 月 1 日とするものです。第 2 項は経過措置の規定で、令和 3 年度分以降の国民健康保険税に適用

する、とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 117 号議案 南魚沼市国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 117 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 5、第 118 号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

教育部長。

○教育部長 提案理由をご説明する前に、議会の皆様に 1 点おわびがございます。12 月 15 日発行の市報みなみ魚沼に、新しい小学校の校章デザインを募集する旨の記事を掲載してしまいました。議会日程と広報の掲載時期の関係に思いが至っておらず、本日のご審議をいただく前の掲載となってしまったことを、深くおわび申し上げます。今後十分気をつけて事務を進めてまいります。大変申し訳ありませんでした。

それでは、第 118 号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。今回の一部改正は石打地区の学区再編に係るものでございます。石打地区では令和元年 7 月に小学校学区再編検討会を設置し、地域の方々による意見交換が重ねられてきました。その結果、石打小学校、上関小学校の統合協議を開始することと、可能な限り早期に、統合小学校として開校に向けて統合準備を進める、この 2 点が結論としてまとめられました。意見書として、これは教育長に提出されております。

これを受けまして、教育委員会では今年度、地域の方々に構成する南魚沼市立石打小学校・上関小学校統合協議会を設置し、統合協議を進めてまいりました。その中で、統合小学校の名称、位置、開校日について協議会の意見がまとまりまして、10 月 27 日に教育長に推薦書が提出されたところでございます。地域の方々の活発なご議論によって得られた結論を尊重したいと思いますし、統合小学校の開校に向けて、より円滑な事業推進を図りたいことから、南魚沼市立学校設置条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容について、新旧対照表によりご説明いたします。議案の3ページをご覧ください。別表第1中、小学校の名称について、現行の石打小学校及び上関小学校を石打小学校に、位置については、現在の上関小学校の住所である、南魚沼市石打2番地1に改めたいものでございます。

1ページに戻っていただいて改正条例の附則でございます。この条例の施行日を、統合小学校の開校日である令和4年4月1日としたいものでございます。

説明は以上となります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 冒頭、教育部長から陳謝があった。本来であれば、学校を設置することは、議会承認を得て、事は進むわけでありますから、教育部長が陳謝をしたということで、では、そういうことはどうして起きたのかということです。議会日程も議案の審査日も全部頭の中に入っています。それがこういう事態になったということは、どういうことなのか。これはどうしても聞いておかなければならないということであります。

教育委員会としては、この上関小学校や石打小学校がどういう状況であるのか。十分に承知をして、地域の方と十分に話をしながら決められたことでありますから、私個人としては答申どおりだろうと思っております。しかしながら、教育委員会がそういう進め方をすることになるならば、議会承認は何でも後でいいのだということになってしまうわけです。

そういうところはただ陳謝というだけでは済まない問題ですよ。市長も教育長もね。総合教育会議、議長は市長ですよ。市長も知らない中でそういうことをやったというならば、非常に大問題ですので、これについてはもう一度、丁寧な説明を求めます。

○議 長 教育部長。

○教育部長 大変申し訳ございません。これは言い訳になってしまいますけれども、議会日程の変更などもございました。その中で、私どもは少々甘く考えていた部分があったと思っております。例えば、当初の日程であれば、初日に議決をいただければスケジュールどおり進むのではないかと、そういった甘い考えがあつて、これは議会運営も含めて、軽率な考え方であったと思つて、深く反省をしておるところでございます。大変申し訳ございません。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 深く反省ということであれば、今後、教育委員会で、公共施設等総合管理計画にのっとっていろいろ進められていくのでありましようけれども、一番大切なことは地域住民、あるいは南魚沼市の将来を担う子供たち、そのとおりです。しかしながら、決定するのは議会でありますから、議会承認もなしに事を進めるということは二度と起きないということを私は願っている、ではないです。やらなくては駄目なのです。そこら辺についての反省をもう一度聞きたい。

○議 長 教育部長。

○教育部長 おっしゃるとおりだと思っております。深く反省して、以後こういうことがないように気をつけます。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。
〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 118 号議案 南魚沼市立学校設置条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 118 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで、休憩といたします。再開を 10 時 50 分といたします。
〔午前 10 時 36 分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
〔午前 10 時 50 分〕

○議 長 日程第 6、第 119 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消 防 長 それでは、第 119 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

今回の一部改正は、対象火気設備等の位置、構造、管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令、令和 2 年総務省令第 77 号が、令和 2 年 8 月 27 日に施行され、電気自動車等の急速充電設備の全出力の上限が 50 キロワットから 200 キロワットまで拡大したことに伴い、火災予防条例に規定する設備の位置、構造、管理の仕方など基準を整備するための改正でございます。

3 ページの新旧対照表でご説明いたします。第 8 条の 3 は、燃料電池発電設備の届出の規定が追加されたことによる号ずれの修正です。第 11 条の 2 第 1 項は、急速充電設備の全出力の上限を 50 キロワットから 200 キロワットに拡大する改正です。

4 ページ、第 1 号は、全出力 50 キロワットを超える急速充電設備を屋外に設置する場合、建物からの離隔距離について規定しています。第 5 号から第 7 号までは、電気自動車等に関する語句を統一するための改正です。第 13 号から第 16 号までは、新たに急速充電設備の接続部分であるコネクターの落下防止対策や、異常を自動で検知する装置、異常発生時の自動停止装置など安全対策について規定するものです。

5 ページ、第 44 条第 10 号は、全出力 50 キロワットを超える急速充電設備を設置する場合の届出について規定するものです。同条第 15 号は、語句の整備をするものです。

戻っていただきまして、2 ページの附則をご覧ください。施行期日は、令和 3 年 4 月 1 日。経過措置として、この改正条例の施行時に既に設置されているもの、工事中のものについては、改正前の条例が適用されるとするものです。

説明は、以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

16 番・中沢一博君。

○中沢一博君 設置の部分の内容に関して全然問題なく、よろしいのですが、ちょっとお聞きします。当市は今現在、当市の管内において、どのぐらい設置されているのかお伺いさせていただきたいと思います。なかなか進まないと聞いておりますけれども、状況的な部分を把握していたら、お聞かせさせていただきたいと思っています。

もう 1 点、関連ですからあえてここで、予防条例ですからここで聞かせていただきますけれども、庁舎での消防訓練というか、そういう訓練等、今年度は実施されたのか。前にされていないというような部分もありました。指摘されたという部分もありました。当市においては、今年度いろいろな状況の中で、そういう予防訓練等は実施されたのかどうかお伺いさせていただきたいと思っています。

○議 長 消防長。

○消 防 長 急速充電設備の設置状況でございますが、市内 8 か所設置されております。湯沢町には 3 か所ということで、当消防管内では 11 か所の設置がございます。急速充電設備ということでは今申し上げました数であります。一般家庭から普通充電ができる設備も多数設置されている模様であります。

それから、訓練ということですが、ちょっと今、私、何の訓練だかちょっとはつきりと把握できなかったのも、もう 1 回、訓練の質問内容を教えていただきたいと思います。

○議 長 総務部長。

○総務部長 市の庁舎における火災予防訓練というご質問かと思えます。その点につきましては、総務部のほうからお答えしたいと思います。今年もいろいろあったのですが、市の総合防災訓練というのは実施をしなかったわけですが、それぞれの庁舎において、あるいは出先の機関において、市の関係する職員の防災訓練というのは行っております。この庁舎におきましても、避難訓練、それから消火訓練を一緒に行っておりますので、それは実施をしたということでございます。よろしくお願ひします。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 119 号議案 南魚沼市火災予防条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 119 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 7、第 121 号議案 南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 第 121 号議案 南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

今回の改正は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部を改正する省令の公布に伴うものでございます。

平成 30 年度介護報酬改定において、居宅介護支援事業所の管理者となる者は、いずれの事業所であっても主任介護支援専門員とする要件が求められておりました。

しかし、事業所の人材確保に関する状況等を考慮し、令和 3 年 3 月 31 日まで経過措置期間としておりましたが、このたび、期間の延長を行うとともに、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、主任介護支援専門員を管理者としない取扱いを可能とするための改正が行われ、それに伴う条例改正でございます。

それでは、新旧対照表でご説明申し上げます。議案書の 3 ページをご覧ください。左側、改正案の欄をご覧ください。第 5 条は、居宅介護支援事業所の管理者の規定で、常勤の管理者を置くことが定められております。第 2 項におきまして、その管理者は主任介護支援専門員と定められておりますが、今回の改正により、ただし書きを追加し、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、管理者を介護支援専門員とする取扱いを可能とするものでございます。

附則第 2 項は、経過措置を定めた規定で、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和 9 年 3 月 31 日まで猶予するものであります。

附則第 3 項は、令和 3 年 4 月 1 日以降における附則第 2 項の規定の適用について要件を加えたもので、令和 3 年 3 月 31 日時点において、主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が引き続き管理者である場合に限り、介護支援専門員を令和 9 年 3 月 31 日まで管理者とすることができるものとしてございます。

なお、令和 3 年 4 月 1 日以降、管理者の交代により新たな管理者が主任介護支援専門員でない場合は、管理者の特例期間の猶予が受けられなくなるものであります。

議案書の2ページに戻ってください。本改正条例の附則であります。施行期日を定め、令和3年4月1日からの施行とするものです。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行とするものでございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 ちょっと聞いてみたいのですけれども、主任介護支援専門員の配置が難しいということで、本文にまだそうではないのもできると入れたのは、実情に合わせた緩和と私も受け止めているのですけれども、実務的に現行はその経過措置として期限の設定はあるにしろ、介護支援専門員を管理者とすることができるということになっているのです。今回の、経過措置の特に附則第2項のところですが、これは令和9年3月31日まで「第5条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を管理者とすることができる」ということになりまして、ここで言いたいことは、令和9年3月31日までは、ただし書きではなくて従来どおりの形でできる。ただし、令和9年3月31日以降は、ここに書いてありますように確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については認めるということで、実務的にはちょっと令和9年からは厳しくなるのかというような気がするのですけれども、そこら辺の解釈みたいなのをちょっと教えていただきたい。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 議員がおっしゃるとおり、令和9年3月31日を過ぎてしまいますと、実務的には居宅介護支援事業所としては運営ができなくなります。その前段として、附則にも定めてあるのですが、今回の改正については来年の3月31日に主任介護支援専門員でない介護支援専門員を、4月1日以降も引き続き管理者としている場合については、令和9年3月31日までは猶予をしますと、そういうことになります。

主任介護支援専門員でない方が、来年の3月31日で管理者をやっていると。その管理者をやられている方が、4月1日以降も引き続き管理者である場合については、令和9年3月31日までは、猶予をしますということになります。

令和9年3月31日になりますと、先ほど申し上げましたように主任介護支援専門員がないということになると、もう居宅介護支援事業所としての要件を満たさなくなりますので、介護支援事業所としては運営ができなくなるということになります。

どういった場合に、事業所として運営ができなくなるかというのを少しお話しさせていただきたいと思いますが、まず、先ほども申し上げましたけれども、令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者、通常の介護支援専門員です。この方の居宅介護支援事業所についてはその管理者の方、いわゆる主任介護専門員でない管理者の方が、引き続き4月1日以降も管理者である限りは、その管理者を主任介護専門員とする要件の適用を、令和9年3月31日までは猶予しますということが1つ。では、居宅介護支援事業所として運営

ができなくなる場合ですけれども、令和3年3月31日で主任介護支援専門員でない者が管理者、先ほどと同じようなパターンでありますけれども、その管理者が引き続き4月1日以降も管理者を務めていましたと。ただ、事情があって途中で退職されたとかということで、管理者を継続できなくなった場合については、もうその時点で居宅介護支援事業所としては運営ができなくなるということで非常に厳しくなりました。

あともう1つあるのですけれども、令和3年3月31日時点で、主任介護支援専門員が管理者の場合のパターンでありますけれども、この場合については4月1日以降、いわゆる不測の事態が生じて、主任介護支援専門員が管理者を務められなくなった場合。不測の事態というのは本人が急な退職だとか、あとは病気療養で主任介護支援専門員の方が管理者を務められなくなったという場合については、後任の主任介護支援専門員が見つかるまでの間ということで、1年間だけ。主任介護支援専門員が見つかるまでは、1年間は猶予しますというのが、これはちょっと別口であります。

以上のように、3つのパターンをお話しさせていただきました。厳しくなるというのは、これは事実でございます。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 今現在、うちの市のほうで、居宅介護支援事業所で主任介護支援専門員でない方が管理者をやっているというのは幾つあるのか。そして、主任介護支援専門員という方があと何名必要なのかというのを把握しておられると思うけれども、その人数を教えてください。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 今現在、市内に居宅介護支援事業所が18事業所ございます。その中で、主任介護支援専門員がいない事業所というのが、6事業所でございます。今の6事業所で来年3月31日の管理者の方が4月1日以降も引き続き管理者を務めていただければ、令和9年3月31日までは猶予ということになります。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 うちの市はスキルアップ、資格を取るための支援もしているわけですが、この6名の方が主任の資格を取れないのか。取ろうとする意欲がないというのか、そこがよく分からないのだけれども、この6名についてはどういう状況なのかという調査はしていますか。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 今申し上げました6つの事業所につきましては、1人、2人しかいない小規模の居宅介護支援事業所であります。主任介護支援専門員の研修につきましては、毎年、年1回ということになりまして、内容につきましては、今年度の実績を申し上げますと、令和2年9月8日から11月4日までということで、日数については11日間、時間については

70 時間。これが研修の日数と時間になっております。

したがいまして、小規模の居宅介護支援事業所につきましては、なかなか自分のケアマネジャー業務を投げ打ってこの研修に参加するというのが、非常に時間的な制約等があつて厳しいという状況が、私どものほうに声が聞こえております。したがいまして、私どものほうも北信越市長会等を通じて、もう少し主任介護支援専門員の研修の要件を緩和していただきたいという要望を、昨年 11 月にさせていただきました。

今回の期間の延長についても合わせて要望させていただきまして、期間の延長については要望が通りましたが、主任介護支援専門員の研修につきましては、今回、要望が通らなかったということでございます。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 121 号議案 南魚沼市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 121 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 8、第 122 号議案 南魚沼市松井人材育成基金条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 122 号議案 南魚沼市松井人材育成基金条例の一部改正について説明いたします。

前回の 9 月議会でご決定いただいた南魚沼市松井人材育成基金条例であります。前議会でも少し触れましたが、寄附者の松井利夫様から起業家育成とは別枠でご寄附を頂いたリゾートオフィス・田園都市構想の推進を目的とした 2 億円であります。松井様と協議を重ねた結果、起業家を育てる人材育成と、人や企業を呼び込み地域産業の活性化を促進することは両輪であることから、基金を 1 つにまとめて事業を進めるべきとの意向を確認いたしました。そこで少し長くなりますが、松井氏的意思を表現した題名にと、南魚沼市松井人材育成基金条例を南魚沼市人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金条例に変更し、全庁で横断的に対応するべく改正したいものであります。

それでは内容についてご説明申し上げます。3ページ新旧対照表をご覧ください。右側の題名、南魚沼市松井人材育成基金条例を新たに、南魚沼市人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金条例に、第1条（設置）では、事業を一本化することにより、「南魚沼市の産業の発展に寄与するイノベーション人材の育成及び人や企業を呼び込み地域の活性化を促進するリゾートオフィス・田園都市構想の推進に係る財源に充てるため、南魚沼市人材育成及びリゾートオフィス・田園都市構想松井基金を設置する」と改正するものであります。

次に第6条（処分）は、現行のイノベーション人材育成事業を、「第1条に規定する基金の設置目的に資する事業」と改める内容であります。それぞれの事業における金額的な内訳については、寄附者においてこだわらないとの意向であることから規定を置かないこととしました。

1ページに戻っていただきまして、附則としまして施行日を公布の日としたいものでございます。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 ただいまの説明の中で、基金の題名にもなっておりますけれども、田園都市構想というものが非常に分かりにくい部分であります。ご寄附を頂いた松井さんの出生地であります五十沢地区等々を見ても、やはり人口減少も激しくて、企業も撤退が非常に目立っているというのもありました。そういうような形の地区を、要は周辺地区に企業を誘致して頑張ってもらいたいというところでのご寄附と考えてよいのか、というところをお聞きしたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 寄附者の松井様から、地元のほうを中心という構想ではございません。やはり、南魚沼市の主幹産業である農業、ここの部分を捉えた形で、田園都市という形をイメージされているとお聞きしております。ですので、中には農業を中心とした部分の6次産業化、そこら辺の部分も含めた中で、田園都市という形でありますので、特に地元を中心ということではないとお聞きしております。

以上です。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 五十沢地区ということではなくて、要は周辺地区であります。中心市街地ではないところということでのイメージかなということであった。農業のほうをイメージした田園都市ということであるとすると、非常にありがたい部分でありますけれども、農／KNOW THE FUTUREということプロモーションビデオも作ったり、若者が非常に活発になってきたということであって、そこを支援していくとつなげて考えていくのかとは思っているわけです。そうすると、あとは海外展開も含めていろいろなところで農業、次

の世代が活発にこの南魚沼市でもって業を起こして、稼いでもらうというところに使っていきける、そういう基金かなと思っていますけれども、そういう解釈もできるということですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 寺口議員のおっしゃる部分が非常に含まれていると私も思っております。実際、現在、チャレンジ支援事業のほうに手を挙げていただいている方の中にも、農業を中心として海外のほうに視野を広げたいという方もいらっしゃるわけであります。この中で、田園都市構想の中には、食品、畜産、観光等を含めた中で、そこも農業に係る部分で非常にイメージされている部分がありますので、当然この主幹産業である部分とリンクさせていきたいとは担当課としても考えているところであります。

以上です。

○議 長 14番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 15番議員の質問に関係するのですが、文面からすると大変分かりづらいところがありますが、大変ありがたいご寄附を頂いて、貴重な基金を設置して、私は大変期待しているのです。ただ、今の説明の中にありますように、なかなかどこにどう有効活用できるかというのが見えにくいわけです。この条例を受けまして、例えば実施要領とか規則とかそういうのを定めながら、有効に活用する方法をきちんと決めておくというようなお考えがあるのかどうかだけ、ちょっと確認をさせていただきたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 規則、要領等までと、今の段階では決定しておりませんが、様々な補助金等の使い方もありますので、その部分是要綱を定めていきたいと思っております。佐藤議員がおっしゃるとおり、なかなか分かりづらい部分というのはありますが、やはりこれが進み、進捗状況等を、また進んだ段階で担当常任委員会等を通して、議会の皆さんにもお知らせしていきたいとは考えております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 若干、関係しますけれども、既に候補者を決めているというか募集を受けているということであります。割と焦点が定まらないというか、商工観光課の関係が大体、主になるのか。もう1つは、松井さんの意向、あるいは関わりというのが、ずっと続いていくものなのか。いや、市がそれを利用した形でいかなる方向でもいいと思っておられるのか。今、要綱もないというような話ですので、何か条件があるのかどうかひとつお聞きしたい。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の既に募集しているというところで、商工観光課が中心になるのかであります。人材育成の部分につきましては、当然、商工観光課が中心になって進めていきます。リゾートオフィス・田園都市構想につきましては、ここは非常に総務部の関わりが強くなってきますので、先ほど提案理由の中でも申したとおり、全庁を挙げて横断的に進めていかなければいけないと思っております。

あと、意向はどうなのかであります。当然、寄附者の意向はあります。そこで、私たちと

調整を進めた中で、早い段階から、うちのほうからプレゼンを何度もしております。そのプレゼン内容について寄附者と調整した中で進めておりますので、寄附者の意向が全てということではなく、当然そこに沿った形の部分と、私たちの要望という部分を上げた中で、完成させていかなければいけないとは思っております。私たちのほうで勝手といいますか、拡大解釈をした行いというのは、するつもりはございません。調整した中で、意向に沿った中で決めていくべきだとは考えております。すみません。最後はちょっと尻切れとんぼみたいになります、以上です。

○議 長 13 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 今、聞いていても条件的なものがあまり分かりませんので、拡大解釈といっても何が拡大解釈かも私は今の答弁では分かりません。でも、単純に私なりに考えると、3億円の資金というのは頂いたわけでありますので、ある程度、どうして使おうかという、あるいはどういうのを対象とするかとかというものについて、概略をやはり執行部としては決めておかないと、どう変わっていくのか分からないというような感じになってしまうのです。その点はもう少し分かりのいい形ができないものか、もう1回お聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 人材育成につきましては、議場でも細かく説明させていただいたと思っております。そこが分かりづらいと言われてもちよっと困るのですけれど、後からきた2億円の分のリゾートオフィス・田園都市構想につきましては今後の調整になりますので、先ほど同僚議員にも申し上げたとおり、進捗状況につきましては、担当常任委員会を通して皆さんにお示ししながら進めたいと思っております。条件等が今までないというようなことではないと私は思っております。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第122号議案 南魚沼市松井人材育成基金条例の一部改正については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第122号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、第123号議案 南魚沼市愛プロジェクト推進基金条例の廃止についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長　それでは、第 123 号議案 南魚沼市愛プロジェクト推進基金条例の廃止について説明いたします。

南魚沼市愛プロジェクト推進基金条例は、NHK大河ドラマ天地人の放映効果で多くの観光客でにぎわいを見せていた、そのにぎわいを一過性のものとしなため、平成 21 年 7 月に南魚沼市アフター「天地人」推進プロジェクトチームを設立し、戦国 E X P O の運営等の各種事業を実施していました。

愛・天地人博等で生じた収益の一部を、南魚沼市愛プロジェクト推進基金に積み立てて、平成 22 年度、平成 23 年度に実施する短期事業でありました。本来であれば事業が終了した時点で条例を廃止すべきものでしたが、担当課として失念しており、現在も条例が残っている状態であります。今定例会で条例の廃止を上程するものであります。

説明は以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議　　長　　質疑を行います。

15 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君　随分、昔の話だったなというふうな感じがありますけれども、要は平成 22 年度、平成 23 年度で全部基金を使い切った、事業をやったわけでありましてけれども、これに対する報告のほうを担当委員会等にあつたのかどうかというのが、ちょっと私は記憶がないのだけれども。

○議　　長　　産業振興部長。

○産業振興部長　私もここに関わっていた時代ではないので、過去に遡った資料を見ますと、それぞれ収支表等が出来上がっておりますので、担当常任委員会のほうには報告し、このときに南魚沼市アフター「天地人」推進プロジェクトチームがありましたので、当然、議会でも報告があつたものと私は思っております。

以上です。

○議　　長　　質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議　　長　　討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議　　長　　採決いたします。第 123 号議案 南魚沼市愛プロジェクト推進基金条例の廃止については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 123 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 10、第 124 号議案 字の変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 124 号議案 字の変更について説明いたします。本議案は、国土調査の実施に伴います市区域内の字の変更について、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。中段、変更調書で変更前・変更後の大字、字、地番の一覧でございます。

めくっていただきまして 3 ページをお願いいたします。字変更を必要とした理由でございます。記載のとおり、国土調査第 10 計画区（小栗山・六日町）の実施に伴い、一画地でありながら字の相違により合併できない筆の字を整理し、併せて周辺の筆の不整合を整理するものでございます。

めくっていただきまして 4 ページが大字変更総括図、5 ページが大字変更図で、赤の点線で囲った部分に変更箇所であります。

1 ページに戻っていただきまして、施行期日につきましては、この本文後半、国土調査法の規定による成果の認証の日からとしたいものでございます。

説明は、以上であります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 124 号議案 字の変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 124 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 11、第 125 号議案 市道の路線変更についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

建設部長。

○建設部長 それでは、第 125 号議案 市道の路線変更について提案理由をご説明いたします。

今回の市道の路線変更は、3つの路線について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決をお願いするものです。

1ページの表をご覧ください。図面番号1から3までありますが、いずれも終点の変更による路線変更となっています。また、3については、新潟県の十二沢川河川改修事業に伴う変更になっています。

3ページをご覧ください。図面番号1、五日町中小路線です。この路線は、県道一村尾六日町線を起点としまして、県道桐沢麓五日町停車場線のJR上越線踏切近くを終点とする路線ですが、位置図のとおり終点の変更を行いたいものです。

破線の部分につきましては、公道としての公共性が極めて低く、機能喪失しているため市道から除外するものです。終点の変更によりまして、延長が212.9メートルから145メートルに変更になります。

続きまして、4ページをご覧ください。図面番号2、雷土新田10号線です。この路線は、国道291号を起点としまして、前原町の団地脇を通る路線ですが、住宅の建設によりまして破線部分の道路の公共性が高まったことにより、市道に編入しまして、位置図のとおり終点を県道大桑原芋赤線までに変更したいものです。変更によりまして延長が219.6メートルから361メートルに変更になります。

続いて5ページをご覧ください。図面番号3、伊勢町南線です。この路線は、市道の旭町上町線を起点としまして、市役所前の中央児童公園近くを終点とする路線ですが、十二沢川河川改修事業によりまして、位置図のとおり終点を国道17号までに変更したいものです。終点変更によりまして、延長が160.8メートルから87.5メートルに変更になります。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第125号議案 市道の路線変更については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第125号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 12、第 126 号議案 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

福祉保健部長。

○福祉保健部長 それでは、第 126 号議案 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘の指定管理者の指定について、提案理由をご説明申し上げます。南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘につきましては、令和 3 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了となることから、次期指定管理者を指定するもので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

議案の 1 ページをお願いいたします。1、公の施設の名称は南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘であります。2、指定管理者に指定する団体は、社会福祉法人南魚沼市社会福祉協議会です。3、指定の期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間であります

指定管理者の選定につきましては、公募により選定したもので、令和 2 年 8 月 1 日の市報及び南魚沼市ウェブサイトに掲載し、8 月末までの 1 か月間、公募を行ったものであります。公募の結果は、南魚沼市社会福祉協議会のみ応募となりました。

南魚沼市社会福祉協議会は、魚沼荘での指定管理が開始された平成 28 年度から指定管理者として、適切な管理運営を行ってきており、申請書類の審査においても不適合事項は認められず、良好な維持管理運営の継続が期待できることから、次期指定管理者として指定したいものであります。

3 ページからは、事業計画書でございます。4 ページをお願いいたします。1 の基本方針では、入所者の人権と自主性を尊重する基本的立場を堅持しつつ、公平かつ適切な運営に取り組むこととしております。2 は施設の概要を示しております。3 は運営計画について記載しております。4 は収支計画で収入、支出とも同額で 1 億 4,106 万 4,000 円を見込んでおるところでございます。

説明は、以上になります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 126 号議案 南魚沼市養護老人ホーム魚沼荘の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 126 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 13、第 127 号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 127 号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定について説明いたします。八海山麓観光施設は、令和 3 年 3 月 31 日をもって 5 年間の指定管理期間が満了となることによりまして、次期指定管理者を指定するものであります。

議案の 1 ページをご覧ください。1、公の施設の名称は、八海山麓観光施設であります。

2、指定管理者に指定する団体は、株式会社アクティ。指定の期間は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの 1 年間であります。

今回の更新における指定管理者の候補者選定につきましては、索道について経年劣化や安全対策のための大規模改修が必要となっており、今後の運営方針について索道事業の継続の可否も含めて地元と協議を進めている状況のため、現指定管理者を候補として選定するものであります。

株式会社アクティは平成 28 年 4 月 1 日から 5 年間、当該施設の指定管理者として管理、運営を行ってきており、地域の活性化や四季を通じた観光誘客も積極的に行ってきております。申請書類審査においても不適合事項は認められず、指定管理者選定審議会を経て、指定管理者の候補者として選定されたものでございます。

議案資料の 3 ページから指定管理候補者による八海山麓観光施設の事業計画書でございす。

4 ページをご覧ください。1 の施設管理の基本方針では、利用者の健康増進と観光振興による地域の活性化を図るとしてあります。2 は施設の概要であります。スキー場とサイクリングターミナル、勤労者体育館の 3 施設を管理・運営するものであります。5 ページ、6 ページは施設利用計画と利用料金が記載されております。スキー場の入込計画数は 1 万 2,990 人、昨シーズンが異常少雪であり単純に前年比較はできませんが、今までの実績に基づいた数字となっております。

7 ページは指定管理候補者の概要、8 ページには収支計画書が記載されています。

説明は、以上であります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1 番・大平剛君。

○大平 剛君 指定の期間が 1 年。これは索道関連でということですが、ここでも何ですけれども、市長もこの間の私の一般質問でも、かなり大切な施設であると言っていたきましたし、選挙の際もこれが残せるのは自分だけであるという発言もありましたが、要するに今年 1 年の間で索道関係のものはきちんとやって、また来年度はアクティがやるかどうかはともかくとして、指定管理に戻すということですか。ちょっとその辺をきちん

と説明をしていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 先ほどの提案理由でも説明したとおり、索道の継続の可否についても協議をするということであります。1年間置いて修繕をしてやるのか、索道部分を例えば廃止するのか、様々な角度から協議をしていくということでありますので、その1年間、期間を設定したということでございます。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 今の部長の答弁ですと、いろいろな施設があるわけですがけれども、つまり場合によってはその中でスキー場の部分を廃止するということもあり得るということですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 私たちが商工観光課として提案する部分、これにつきましては様々な協議を重ねた結果、それを庁内で調整して、最終的には市長の判断をしていただくというところでありますが、これは八海山麓スキー場に限らず、様々な施設が廃止を含めた検討というのはなされることになっております。ですので、そこがここだけということではありませんが、当然、財源的にどのようなものなのか。それからスキー場の利用状況等も鑑みながら、私たちは判断せざるを得ないとは思っております。

以上です。

○議 長 1番・大平剛君。

○大平 剛君 普通、スキー場の施設の能力がなくなって、この施設が果たして存続できるかということも含めて、きちんと討論というか考えていただきたいと思います。また、近隣の小学校、中学校もここでやっているわけですから、そういうところもきちんと含めて、もしなくなればどこでやるのかも含めて、きちんと討論してもらえるとということで考えてよろしいですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 スキー場関係者、それから八海山麓スキー場を存続する会等の方とも細かく相談しているところであります。非常に若い方たちが積極的に動いていて、建設的な意見も頂いておりますので、当然、様々な角度から協議を進めていきたいとは思っております。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 事業計画の中の料金設定の件でちょっとお聞かせいただきたいと思っております。部長からも地域の活性化、雇用という部分に関しては貢献して、やはりこの地域というのはそういう雇用がいっぱいあったほうがありがたいし、また、この地域ならではの施設かと思うのです。

その中で私がすごく気になるのは、5ページのスキー場の利用料金の設定であります。5ページのほうに、回数券が6回券で1,500円、4時間券で2,500円、1日券が3,500円、2日券が5,500円。そういう設定の中で利用料金の設定が、1,300円になっております。毎回、毎回、民業圧迫という声は皆さん方も聞いているかと思っております。実績に基づきこのような数

字が出ているというふうに、先ほどの報告からいくと見えているわけですが、担当部局として実際に中に入って見て、どのように分析しているのか、把握しているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

また、次のページであります。申し訳ないのですが、施設料金の宿泊料金であります。今、税金が上がりました。それにもかかわらず、この6,500円というのは、前々からずっとこのままの状況であります。こういう部分をどのように捉えているのか、お聞かせいただきたいと思っています。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 リフト券のほうにつきましては、課長のほうから答弁いたします。

宿泊のほうの料金、金額の設定がどうかということですが、この部分、やはり企業努力といいますか、非常に頑張った金額でありますので、私たちが、ほかと合わせてもう少し高くしろ、安くしろというふうなことではなく、この・・・を頂いた中でやっていただいておりますので、特に問題はないと捉えております。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 利用料金1,300円の設定ということですが、実際に計画書を見ていただくと、利用人数というのは1万2,990人という形で見込んではいらっしゃるのですが、実際このスキー場を利用されているお客さんの7割ぐらいが小学生であったり、地元の方中心ということになると、共通リフト券の使用が非常に多いということになります。ですので、事業者さんとしては実際に見込めるシーズン当たりの総収入額、リフト、索道の収入額を人数で割り返していることになりまして、平均的な金額という考え方ができないかと思っております。

以上です。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 料金設定というのは、条例できちんと定められていると思います。リフト券は幾ら、宿泊代は幾ら、体育館の使用料は幾ら、これは条例で定められているわけですが、その分の捉え方というものをどのように周りの方は認識したらよろしいのでしょうか。実績に基づきということですが、あまりにも格差というか、幅があり過ぎる、違い過ぎるのではないかと私は感じているのですが、お聞かせください。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 指定管理のところの金額については、条例では定めておりませんので、そこら辺はご了解いただきたいと思っています。

○議 長 16番・中沢一博君。

○中沢一博君 指定管理のほうは定めていないかもしれないけれども、市の条例では幾らと定めてあると思いますよ。もう一度、確認してください。

○議 長 商工観光課長。

○商工観光課長 ほかの指定管理施設もありますけれども、八海山麓観光施設条例の中に

は上限額については一応、設定がございます。その中で、この計画書等を出し、市長の承認を得た中で料金決定ということになりますので、今回についてはアクティさんのほうで出されたものという形で考えております。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 8ページの支出の部で消耗品費100万円、大会運営費130万円とあるのですけれども、中身をお聞かせいただきたいと思います。大会運営であれば収入の部でも上がってくるのだけれども、そういう部分でどのような大会があって、どのようなお金が逆に収入で入ってくるのかという部分が、分かれば教えていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 消耗品のほうは課長のほうから今、調べてもらっております。また、大会運営費のほうであります。収入がどのくらいか。人数は八海山麓観光施設の報告のときにはしていると思うのですけれども、ちょっと今この場に大会参加者等の数字、前年がちょっとございませぬので、その前の年の部分でいくと——金額までは今の段階で出まenseぬので、後ほど報告させていただきたいと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 消耗品につきましても、ちょっと今ここに手持ちで数字がございませぬので、調べてすぐに回答したいと思います。

○議 長 とりあえず20番議員のものは後ほど報告ということで。

15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この施設でありますけれども、合併時からいろいろと議論になった施設であらうと思っております。予算、決算のときにもいろいろと意見も申し上げておりました。同僚議員からも出ましたけれども、必要な部分のかかりについては、市が負担をしていくというところで、どうしても料金設定であったり、上限で決められていたとしても、安くするというところで民業圧迫になるということは、ずっと懸念をしてきたわけでありませぬ。

そうした中で、索道についての大規模修繕ということが目の前に迫っているということでありませぬが、指定の期間、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間、この1年間の中で本当にどうするのだというところの結論を出すということであれば、恐らくは来年度の12月末ぐらいまでには、あるいはスキーシーズンが始まる前までにはやっておかなければならないと思うのだけれども、結論的には令和4年3月31日末をもって結論を出すと考えているのかをまず1点お伺いしたい。

もう1点は、いろいろな事情を鑑みてでありますけれども、この施設自体を廃止、それから完全民営化、これも当然、俎上にのせての検討をなさるのだからと思っております。そこら辺はどうなのかというところであります。

それから3点目が、9月にも申しましたけれども、村上市営のぶどうスキー場は、新型コロナウイルス対策でもう8月早々には、今シーズンはやらないとしていたわけです。コロナ

禍についてもいろいろな動きが出ていますし、大雪でもあります。そうすると、今シーズンを動かすのかどうかということについては、来年の3月31日までは市が委託をしているから、その間は委託を受けた方の判断でありましようけれども、コロナ禍とか大雪とかを考えると、今シーズンの営業というのはどうなのかということについての話し合いはしたのか。

以上、3点を伺います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 1点目の結論をどの段階でということですが、スキーシーズンが終わった段階で、当然、その状況の報告を受けるわけでありまして、それも協議のたたき台にするべきと考えておりますので、次のシーズンに入るぎりぎりではなく、やはり早い段階で方向性というのは示さなければいけないと考えております。

2つ目の施設の民営化、これも当然考えております。私たちが無償譲渡することによって、今の方、または違う方、そこをやっていただける方がいるかどうか。これも早い段階から地元とは協議のテーブルには上げてあります。選択肢の1つということでありまして。選択肢は非常に多くありますので、その中の1つでは民営化も入っています。

それから、今シーズンの営業であります。大雪ということですが、ここに比べると八海山麓スキー場は今、適度にちょうどよくあると捉えておりますし、スキー場オープンに向けて進んでおります。新型コロナウイルス対策につきましても宿泊施設を含めた中で、非常に細かくやっているという報告といたしますか、こうやりますということで聞いておりますので、営業につきましては問題なく行うものと考えております。

○議 長 15番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 来シーズン、冬が来るまでの早い段階ということで、そうでありましようし、民営化も当然、俎上にのるといふことですが、廃止ということも当然、俎上にのるといふふうなところを、もう一度確認したい。

それから、この冬の営業ですけれども、新型コロナウイルス対策と。一般的にいくと、宿泊施設が定員数の客を入れるということはありません。半分もしくは3分の1しか、多分入れられない。リフトは2人乗りがありますけれども、1人乗りしかできないと。そうすると、輸送能力も格段に落ちるわけです。そういったことも考えてくると、ここに示されているような利用料金の収入ということは、私は無理だろうと思っております。そんなところも協議をなさったということですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 宿泊施設の収容人数につきましては、施設でどこまでやるかということまでは聞いておりませんが、当然、指導が入っておりますので、今までどおり満館で何十人という形からは減るものと思っております。やはりそこら辺は少ない平日等、どう集客するかというアイデアで賄える部分が、どれだけ減収を抑えられるかという部分をやっているかという面だと思います。

それから、リフトにつきましては、例えば2人乗りを1人で行って、どのぐらい減るか

いいですか——ただ、寺口議員も八海山麓スキー場には足を運んだことがあると思いますけれども、そこが2人乗りが1人になったから、すごく効率が下がるかと言われると、そういうような客の入り方でもありませんので、若干並ぶ部分に気をつけていただければ、新型コロナウイルスに対しては大丈夫なのかなとは私は思っております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 1年間という問題について、今ほど議論があるように廃止という方向ならこれは簡単なのです。1年間で結論を出して、再指定をする、要するに指定管理に出すという方向になりますと、この1年間というのは非常に難しいというか、予算面の立案からしてみても非常に無理があると私は見えます。

地域の動き等から見て、もっと存続を基にした計画があるべきだと私は見ていたのですが、非常にこの1年間で、あるいは新年度予算に向けた取組というのが考えられているのかどうかというのが、非常に見えないのです。これから早急に結論を出して、そして新年度予算に対策費を出して、そして再委託に向けた事業が展開されるのかどうかという辺りが一番の問題だと思うのですが、その辺をもう少し説明を……

○議 長 岡村議員、今ほど指定管理の指定についてでございますので、今のそのところはまた指定管理を経た後の、経るか経らないかは分かりませんが……（「でも、1年という問題で聞いているのです」と叫ぶ者あり）そこを含めて、指定管理の指定を議題としておりますので、よろしく申し上げます。

産業振興部長。

○産業振興部長 1年間としたという期間であります、では、これが2年、3年と続けて協議ができるかという問題でもございませぬ。1年間で結論が出なければ当然、期間というのは延ばす必要もありませんが、私たちとしてはやはりリフト、索道の老朽化という面から考えると、1年間というのが結論を出すのはタイムリミットかなと考えております。

そして、ここに来てというよりは、もうかなり前から地元とは協議をしておりますので、急に始めているという問題ではないと、岡村議員のほうも認識していただきたいと思っております。

○議 長 13番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 やはり工程というか、どういう方向づけをしておこうかというのが、かなり以前から問題として出ているわけですので、それを前提にした指定管理で、やむなく1年で、何とかこういう方向でというのがありべきだと思うのです。そういう点が非常に今の説明でも、あれもあり得る、これもあり得るというような話だと、とても1年で再来シーズンの問題がということは、ちょっとおかしいのではないかという気が私はします、説明があったら、もう少しお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 私たちはフラットな状態で協議したいと考えておりますので、これありきで地元に入ろうとは思っておりませぬ。様々な選択肢の中、やはり地元と協議し、いろいろな声を聞いた中で、岡村議員の地域の声を聞いたりするという形に非常に敬意を表します

けれども、私たちは両方の耳を使って、あらゆる意見を聞いた中で判断せざるを得ないと思っておりますので、そこら辺もご理解いただきたいと思えます。

○議 長 14 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 指定管理の議論から外れるぞと言われるかもしれないのですけれども、この1年間については、私はそういう検討をしていただくのでいいと思うのです。ただ、私が一番気になるのは、雪。大事な——唯一とは言いませんけれども、最大の資源の雪の活用のスキー場を、民業圧迫という視点もあるのでしょうかけれども、そういう方向ではなくて、雪の活用をこの市はしていかなければならないというふうな視点で、この1年間を活用して冬季観光、市内全体のことを考える機会に、私はしていただきたいと思うのです。そういうふうなお気持ちの中での1年間延長かということについてお伺いしたいと思えます。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 民業圧迫という点につきましては、以前から議場でも声を聞いております。客層もありますし、地域性もありますので、八海山麓スキー場のところは、今、サイクリングターミナル以外の宿泊施設がございません。ございませんので、そういう部分に関しては、民業圧迫という点からはちょっとかけ離れているかと思っております。逆に来ることによって、ほかの宿泊施設等に泊まるということも考えられますので、ここの部分は私たちのほうは心配しておりません。

あと、雪の活用につきましては、やはりウインタースポーツのアクティビティというのは、スキーに限らないわけでありまして、それが索道があるなしに関わらず、様々なことにチャレンジしているところもございまして、当然、そういう面も含めた提案というものは、今後いただけたらと考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 先ほどの20番議員の質問に関しましては、消耗品の関係はまだ出ておりませんが、大会運営については大丈夫ということなので、そこを答弁いたします。

商工観光課長。

○商工観光課長 すみません、遅くなりました。大会運営費130万円がどこに当たるかということですが、実際、利用料金が1,800万円という形で見込まれております。5ページのほうを見ていただくと、入込数からのリフト料金収入というのは1,680万円ぐらいに

なるので、一応、その差で見込んでいるということです。内容としましては、大会全般、首都圏の大会等ありますけれども、そういうところから大会を誘致したときに、例えば旗門員ですとか、あとは大会運営についての人件費ですとか、そういうものを含めた中でこの大会運営費というものになっています。

以上です。

○議 長 20番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 採決の前にできればあれだったのですけれども。やらないかもしれないというような考えでもいいということですか。今、仮想で見積もっているというだけで、ということでもいいということなのか。消耗品費も、市がお金を出している部分というのがやはり1,000万円以上あるわけなので、しっかりそういうところも無駄がないようにしていかなければいけないと思うのです。税金なわけなので。

それをしっかり見るのが担当課だと思うのです。我々もきちんと聞かなければいろいろな判断ができないという部分もあると思うので、仮想であっても、やはりしっかり、どういうことだということぐらいは把握しておくべきだと私は思いますけれども。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 収支計画の段階でどこまでということでありましてけれども、9月議会で八海山麓スキー場の指定管理の報告をしております。その中で、ご判断いただきたいと思っております。前段で、計画の中で、私たちのほうでも気がついて指摘できる部分につきましては、塩谷議員のおっしゃるとおり、ちょっと注意をしながら見たいと思います。

○議 長 大変、前後して申し訳ありませんでしたが、消耗品の件につきましては、採決をしてからでもよろしいでしょうか。20番議員……（何事か叫ぶ者あり）よろしいですか。

○議 長 それではちょっと議事進行が前後しましたけれども、再度、討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第127号議案 八海山麓観光施設の指定管理者の指定については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第127号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 ここで昼食のため、休憩いたします。再開を1時20分といたします。

〔午後0時07分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後1時19分〕

○議 長 ここで、先ほど議席番号20番・塩谷寿雄君に対し保留していた答弁について、産業振興部長から発言を求められておりますので、これを許します。

産業振興部長。

○産業振興部長 第 127 号議案で保留していた、塩谷議員の質疑にお答えいたします。消耗品の予算額 100 万円の内容ということでございます。積算根拠としましては、昨年度の消耗品費から算出しているようで、一番大きいところが硫安。昨年度のオープン期間は短かったのですが 50 万円ということで半分以上あります。それから、コース脇フェンス、リフト券ロール紙、あと除雪用具等で前年度が 91 万 928 円ということで、ここが根拠となりまして、今回 100 万円という予算額になっております。

以上です。

○議 長 日程第 14、第 132 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 132 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦につきまして提案理由を申し上げます。人権擁護委員の高野輝幸さんは、令和 3 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き人権擁護委員の候補者として、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づきまして、法務大臣に推薦するにあたり、議会のご意見をお伺いするものであります。

高野さんからは、人権擁護委員として 1 期 3 年間ご尽力をいただいております、人格、識見共に優れた方です。なお、任期は令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。よろしくご審議いただきまして、ご意見を賜りますようお願いいたします。

以上です。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議 長 採決いたします。第 132 号議案 人権擁護委員の候補者の推薦については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 132 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議 長 日程第 15、第 133 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 133 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任につきまして提案理由を申し上げます。本議案は、財産区管理委員の選任につきまして、財産区管理会条例第 3 条の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

大字四十日、北田中、宇津野新田、青木新田、大杉新田財産区におきまして、長らく管理委員をお務めいただいた笠原信雄さんが、令和 2 年 10 月 18 日にお亡くなりになりました。

これに伴いまして、同財産区から新たな委員の選出の報告がなされ、議案書に記載いたしました廣田久作さんを選任したく、議会の同意をお願いするものであります。

任期につきましては、地方自治法第 296 条の 2 の規定により、議決の日から 4 年間となります。

よろしくご審議いただきまして、ご同意を賜りますようお願いいたします。

○議長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 お諮りいたします。本案は人事案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を省略いたします。

○議長 長 採決いたします。第 133 号議案 財産区管理会財産区管理委員の選任については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、第 133 号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長 長 日程第 16、第 134 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 134 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正につきまして提案理由を説明申し上げます。

今議会初日に議決をいただきました、第 120 号議案 南魚沼市副市長定数条例の一部改正の提案理由におきまして、若干ご説明申し上げましたけれども、今回新たに選任をしました外山副市長につきまして、その有する専門的な知識経験と、今後、担うべき職務の困難さとに鑑みまして、規定の給料月額を変更したいというものでございます。

この条例の改正に関しましては、南魚沼市特別職報酬等審議会に諮問をし、答申を得た上で行う必要があるということから、議会初日の上程が間に合いませんので、最終日に追加議案として上程申し上げるものでございます。

なお、当該審議会につきましては、12月16日に開催をいたしまして、委員全員の出席を得て審議いただいた結果、執行部提案のとおりとする答申をいただいております、申し添えさせていただきます。

内容につきましてご説明申し上げます。3ページ、新旧対照表をご覧ください。別表第1であります。その右側、現行条例の規定による副市長の給料月額が62万7,800円でありますけれども、それを左側、改正案で副市長の欄を副市長（総括）と副市長（特命）の2つに分けます。総括、これは岡村副市長のほうですけれども、この給料月額は現行どおりとしまして、特命、こちらが外山副市長になりますが、こちらの給料月額を71万円とするものであります。

この71万円の根拠といたしましては、特命で一定の困難事案を遂行するために設置をします、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条に規定をします特定任期付職員の例によりまして、その給料表の6号給に相当する金額71万円を採用したいというものでございます。

1ページに戻っていただきまして、本改正条例の附則であります。施行期日でありますけれども、公布の日から施行し、副市長の選任議決をいただきました、12月14日に遡って適用するとするものであります。

したがって、12月13日までは従前の市民病院の医師としての給料、それから12月14日以降は副市長の給料となります。これは日割りで計算をされますけれども、既に12月の給料は支給済みでありますので、ここの計算によって生じる差額は1月の給与において調整をされるということになります。

以上で、第134号議案の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議 長 質疑を行います。

1番・大平剛君。

○大平 剛君 中身については大体了承したのですが、1つだけ確認させてください。12月14日から適用ということですが、特別職報酬等審議会が12月16日にあったわけですね。それを遡って適用させることに、一応、大丈夫だとは思いますが、法律的に問題がないか。それだけ確認させてください。

○議 長 総務部長。

○総務部長 誠に異例ではありますが、こういった事例は恐らく今までなかったと思います。こういった事情も12月16日の特別職報酬等審議会の中では、一緒に説明をさせていただきまして、審議の中の1項目として遡って適用させることについても同意願えるかということで、ご承認をいただいたものでございます。その点で問題はないものと考えております。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

5 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 134 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、条例改正に反対の立場で討論に参加します。市長は所信表明の中で、医療対策推進本部を立ち上げ、事業を有機的に取りまとめ、強力に推進していくため、この任務を専門に担う副市長を新たに選任すると述べ、第 120 号議案で副市長定数条例の一部改正と、第 128 号議案、副市長の選任によって、外山氏が副市長に選任されました。これらの議案に日本共産党議員団は、いずれも反対してきました。

本人を前にして申し上げるのものはばかられますが、外山氏は 9 月に提言が出された医療のまちづくり検討委員会の中で、一貫して議論をリードしていました。内容は経歴からも当然と思われませんが、最終的には地方独立行政法人化か指定管理への移行を掲げていました。私は今回の一般質問でも述べましたが、地方独立行政法人化や指定管理への移行によって、公設民営となるのであれば、これまで公設公営の市立病院として、医療、介護、在宅、健康づくりを一体で追及してきた市民の大切な財産を失うことになるかと指摘をしました。こうした点から、今回の条例改正に反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

20 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 第 134 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論に参加いたします。今ほど反対者が地域医療の体制のことを述べましたけれども、私は違うものだと思っています。今、市が行っている病院、診療所に対して、どうすれば長い間、守っていけるのか。また、行っていけるのかというのを考えての、このたびは市長の策だと思っています。

このたびの条例改正ということは、給料を定める改正ですけれども、多分、今の特命副市長は、もっとこの倍ぐらい月に稼いだときもあったかとも思いますし、医師という職業であれば、最低でも 1,500 万円から 2,000 万円ぐらいはもらえるものだと思っています。また、こういった中で特命を受けて、本当に地域のことを思ってやってくださると思っています。

副市長になられたということで、なかなか医師のほうには特例ではないとそういうことの措置ができないということになりますけれども、市長も言っているとおり垣根を越えてということでもありますので、そういうことを駆使しながら、また地域に役立って行って、よりよい市民の医療を守っていただきたいと私は思っております。ぜひ、全員からの賛成をお願い申し上げ、私の討論といたします。よろしくお願ひいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 134 号議案 南魚沼市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 134 号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第 17、発議第 6 号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

提出者、清塚武敏君。

○清塚武敏君 発議第 6 号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出について説明申し上げます。内容についてはお手元に配付のとおりであります。概略を説明いたします。

現在、日本政府は北朝鮮に拉致された被害者として 17 名を認定していますが、北朝鮮による拉致の可能性を排除できないものとして、分かっているだけで 875 名がいます。新潟県でも昭和 52 年 11 月、新潟市で当時中学 1 年生だった横田めぐみさんをはじめ、5 名が拉致されました。ほかにも拉致の疑いのある 6 名がいます。現在も安否が分からないままとなっています。2002 年に 5 人の拉致被害者が帰国されて以来、1 人の帰国も実現しないまま長い年月が経ち、拉致被害者の方々、そしてご家族の皆さんがご高齢となられ、肉親との再会がかなわぬままです。今年 6 月 5 日には、横田めぐみさんの父、滋さんが、めぐみさんと再会を果たせぬまま亡くなりました。

このような悲劇が繰り返されぬよう、拉致被害者及び特定失踪者の家族の痛切な思いを共有し、肉親の帰国を強く求めるご家族の切実な思い、積年の思いを改めて胸に刻んで、認定の有無に関わらず、全ての拉致被害者の一日も早い帰国実現に向け、国を挙げて全力で取り組むことを強く要望するものです。議会運営委員会では、全員の賛成でした。

以上のことから、北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書を、地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、内閣官房長官、拉致問題担当大臣に対し、意見書を提出するものです。皆様の賛同をお願いいたします。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第6号 北朝鮮による拉致問題の早期解決を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第18、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は、全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和2年12月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変長い間、ご苦勞さまでした。

〔午後1時42分〕